

# 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議 品種構成・品質向上対策検討専門部会設置要領（案）

## 第1 目的

平成30年以降、国の「米政策の見直し」により、生産数量目標が廃止され、人口減少による需要の継続的減少に対応した「需要に応じた米の生産・販売」が最も重要な取り組みとなり、水田農業に対する政策も入り口対策と消費拡大に重点をおくものに変化してきている。また気象現象として温暖化傾向が続き、等級落ち、病虫害の被害が顕在化している。このため、とりわけ主食用米においては県全体としての販売戦略の構築が極めて重要となってきている。

これらの動向をふまえ、県全体の品種構成や品質向上のあり方を検討のうえ取り組み方針を整理することが重要となってきており、このことを目的とする「品種構成・品質向上対策検討専門部会」（以下、「専門部会」という。）を設置する。

## 第2 事業内容

専門部会は、次の事項について検討し対応策を取りまとめる。

- (1) 品種構成のあり方
- (2) 品質向上対策
- (3) その他関連する事項

## 第3 構成員等

1 専門部会は次に掲げる者により構成する。

- (1) 福島県
- (2) 福島県農業協同組合中央会
- (3) 全国農業協同組合連合会福島県本部
- (4) 福島県米穀肥料協同組合
- (5) 福島県米麦事業協同組合
- (6) 福島第一食糧卸協同組合

なお、アドバイザーとして東北農政局福島県拠点を上記に加える。

2 部会長が必要と認めるときは、前項に掲げる構成員以外の者に出席を求めることができる。

## 第4 運営

- 1 専門部会には部会長を置き、福島県水田畑作課長を充てる。
- 2 部会長は部会を代表し、会務を統括する。
- 3 事務局は、福島県農林水産部水田畑作課及び福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署に置く。

## 第5 雜則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は部会長が部会に諮って定める。

## 附 則

本要領は令和3年3月26日より施行する。